

SNSの広告で特別価格 2000 円の美容液を注文した。1 回だけの購入のつもりだったが、2 回目の商品発送の連絡メールを受け取り、初めて定期購入であることに気付いた。事業者へ解約を申し出たところ、1 回目に受け取った商品の正規価格との差額を支払うか、2 回目の商品を受け取り代金を支払った後に解約するか、どちらかを選ぶように言われた。どちらも高額で困っている。申し込み時には定期購入だとはわからなかった。

(50 歳代 女性)

低価格を強調した広告を見て「1 回限りの注文」と思い込み購入したところ、実は「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。特にインターネット通販では、価格だけでなく購入条件について、「最終確認画面」をしっかりと確認することが重要です。

特定商取引法では、販売サイトの最終確認画面で、価格や申し込み解除などの重要事項を消費者が簡単に確認できる表示を義務付けています。

この最終確認画面では、「定期購入が条件になっていないか」「継続期間や購入回数が決められていないか」「支払総額はいくらなのか」「返品や解約の条件、連絡手段はどうなっているか」などの事項を必ず確認しましょう。

また、購入者が未成年の場合は、法定代理人の同意を得ているかのチェック欄に正しくチェックが入っているか、年齢や生年月日を偽らず正確に入力しているかも確認が必要です。

インターネット通販を利用する際は、「最終確認画面」をスクロールして最後まで確認するとともに、内容をスクリーンショットなどで保存しておくトラブル防止に役立ちます。

なお、注文後に表示される「割引クーポン」などを利用すると契約条件が変わる場合もあるため、その際も改めて確認しましょう。

不安や疑問があればお住まいの自治体の消費生活相談窓口へお気軽にご相談ください。